



NOSHIRO YAMAMOTO  
MEDICAL  
ASSOCIATION  
HOSPITAL

## 薬学生奨学金貸与制度

### ◆ 目的

この制度は、薬剤師の資格取得に取り組む学生等を支援すると共に、能代山本医師会病院への就業を促進するため、大学薬学部にて在学あるいは入学が決定した学生に対して、就学に必要な経費の一部を貸与するものです。

### ◆ 奨学金貸与生の選考

大学薬学部を卒業した後、薬剤師として、能代山本医師会病院に就職することを希望する学生等の中から選考します。

### ◆ 貸与の条件及び貸与額

- 大学薬学部にて入学または在学中で、卒業年度に薬剤師の免許を取得するものであること。
- 能代山本医師会病院にて勤務する者であること。
- 貸与額 月額…10万円（上限） 一時金…60万円（上限）

### ◆ 貸与を受けた奨学金の返済免除

奨学金貸与生が、卒業後、能代山本医師会病院にて一定の期間勤務したときは、貸与を受けた奨学金の返済が全額免除されます。

### ◆ その他

- 奨学金貸与生が、大学薬学部にて退学や休学したとき等は奨学金貸与の打切り又は停止が行われます。
- 奨学金貸与生が、卒業年度までに薬剤師の国家試験にて不合格となったときは、採用が取り消されます。
- 奨学金貸与生が採用を取り消されたときや採用を辞退したとき等は、貸与を受けた奨学金の全額を返還していただきます。

応募・お問合せ

庶務課 人事係